

三労発基0311第6号  
令和7年3月11日

四日市コンビナート協力会社  
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」の告示について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」(令和7年厚生労働省告示第24号)

【別添1】が令和7年2月19日に告示され、別添2の施行通達に基づき令和9年4月1日から適用することとなりました。

つきましては、その趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和五年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和七年二月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)	物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	<u>0.1パーセント</u>	(略)	ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	<u>1パーセント</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジニトロフェノール (2, 4-ジニトロフェノールを除く。)	(略)	(略)	ジニトロフェノール (2, 4-ジニトロフェノールを除く。)	(略)	(略)
<u>ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカップ) (2, 4-ジニトロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノアート (別名メプチルジノカップ)に限る。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカップ) (2, 4-ジニトロ</u>	<u>0.3パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)

<u>－ 6 － (オクタン－ 2－イ ル) フェニル＝ (E)－ 2－ ブテノアート (別名メプチル ジノカップ) を除く。異性体 混合物*を含む。)</u>					
ジメチルヒドラジン (1, 1 －ジメチルヒドラジンに限 る。)	(略)	(略)	ジメチルヒドラジン (1, 1 －ジメチルヒドラジンに限 る。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>1, 1'－ジメチル－ 4, 4' '－ビピリジニウム塩 (1, 1'－ジメチル－ 4, 4'－ ビピリジニウム＝ジクロリド (別名パラコート) 及び1, 1'－ジメチル－ 4, 4'－ ビピリジニウムニメタンスル ホン酸塩に限る。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>1パーセント</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>1, 1'－ジメチル－ 4, 4' '－ビピリジニウム塩 (1, 1'－ジメチル－ 4, 4'－ ビピリジニウム＝ジクロリド (別名パラコート) 及び1, 1'－ジメチル－ 4, 4'－ ビピリジニウムニメタンスル ホン酸塩を除く。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセン ト</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>ダイオキシン類（2，3，7，8-テトラクロロジベンゾー1，4-ジオキシンに限る。）</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>ダイオキシン類（令別表第3第1号3に掲げるもの及び2，3，7，8-テトラクロロジベンゾー1，4-ジオキシンを除く。）</u>	<u>0.3パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
<u>ドデシルフェノール（直鎖型及び分枝型のもの）（イソドデシルフェノールに限る。）</u>	<u>1パーセント</u>	<u>1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>ドデシルフェノール（直鎖型及び分枝型のもの）（イソドデシルフェノールを除く。）</u>	<u>0.3パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
トリクロロエタン（1，1，1-トリクロロエタンに限る。）	(略)	(略)	トリクロロエタン（1，1，1-トリクロロエタンに限る。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
トルイジン	(略)	(略)	トルイジン	(略)	(略)
<u>ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物（ニトリロ三酢酸三ナトリウム一水和物</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)

に限る。)					
<u>ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物（ニトリロ三酢酸三ナトリウムに限る。）</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
ニトログリセリン	(略)	(略)	ニトログリセリン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ニトロトルエン（4-ニトロトルエンに限る。）	(略)	<u>0.1パーセント</u>	ニトロトルエン（4-ニトロトルエンに限る。）	(略)	<u>1パーセント</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ピクリン酸	(略)	(略)	ピクリン酸	(略)	(略)
<u>フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンに限る。）</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンを除く。）</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
ブタノール（イソブチルアルコール及び1-ブタノールに限る。）	(略)	(略)	ブタノール（イソブチルアルコール及び1-ブタノールに限る。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(新設)				
1 ※の異性体混合物には、2, 4-ジニトロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノート（別名メブ					

チルジノカップ) が含有されているものを含む。

基 発 0219 第 6 号  
令和 7 年 2 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」の告示について

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 24 号）が令和 7 年 2 月 19 日に告示され、令和 9 年 4 月 1 日から適用することとされたところである。その改正の内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 改正の概要等

#### 1 改正の趣旨

本告示は、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 18 条第 3 号及び第 18 条の 2 第 3 号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（以下「裾切値」という。）を定めたものであるが、今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 35 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 12 号）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）別表第 2 に列挙されているラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質について、個々の物質の追加・削除が行われることから、本告示についても当該物質等について裾切値を定める等の改正を行ったものであること。

#### 2 適用期日

令和 9 年 4 月 1 日

#### 3 その他

本告示適用後の CAS 登録番号を併記したラベル・SDS 対象物質及びその裾切値の一覧は、厚生労働省ホームページで令和 7 年 3 月を目途に公表する予定であること。